

「消防法令適合通知書」とは

消防法令適合通知書とは、防火対象物又は、その部分が消防法令に適合していることを那覇市消防局が確認し通知するもので、旅館業や住宅宿泊事業、福祉施設等を開始する際に、那覇市の関係部局に提出する必要書類の一つとなるものです。（注意：消防局が営業を許可又は認可するというものではありません。）

「消防法令適合通知書」を交付するためには

消防法令は防火対象物の規模や使用形態に応じて適用が変わるため、適合通知書を交付するにあたり、**提出書類**や**現場検査**により確認を行います。

確認項目は大きく分けて以下のとおりとなります。

1. 必要な消防用設備が法令通り設置され、維持管理されているか。
2. 防火管理者や統括防火管理者等が選任され、必要な届出がされているか。
3. その他、消防法や火災予防条例により必要とされる届出がされているか。
4. 申請部分に使用される、カーテンやじゅうたん等は防災物品となっているか。
5. 避難経路は適正に管理されているか。
6. その他火災予防上必要な事項

1 から3の項目については、申請書に添付する書類（次ページの確認事項参照）で、適合性を確認します。

4から6については現場検査を行い消防法令に適合しているかの確認をします。

また、既設の建物を使用する場合等は、事前に那覇市建築指導課へ建築基準法上の手続き等が無いか確認をしてください。（営業ができない地域や建物の大幅な構造変更が必要となる場合があります。）

消防法令適合通知書交付申請時の確認事項及び提出書類（社会福祉施設等）

【社会福祉施設等 事前確認事項】

- 1 那覇市の福祉部局等へ事前相談を行う。
営業許可や登録等の申請窓口にて、事前に必要事項を確認しておいてください。
- 2 那覇市建築指導課（098-951-3244）に事前に確認を行う。
既設の建物を使用する場合等は、事前に那覇市建築指導課へ建築基準法上の手続き等が無いか確認をしてください。

【社会福祉施設等 申請書類及び添付書類】

- 1 消防法令適合通知書交付申請書（第2号様式）
那覇市消防局のホームページからダウンロードできます。

- 2 付近見取図
インターネット等で提供されている地図でも可
- 3 建築物の求積図・各階平面図
面積・消防用設備の位置・避難経路が示されたもの
- 4 社会福祉施設等設置計画（変更）書
有料老人ホームや障がい者支援施設等の社会福祉施設は、利用状況に応じて消防法令上の用途（業態などから判断されるもの）が決定されるため、施設の利用予定を記載し提出いただくものとなります。

- 5 「消防用設備等検査済証」の写し（新築の建物 または 設備の新設、改修等があった既設の建物）
消防用設備等検査済証とは、防火対象物に消防用設備が設置（増設等も含み、消防用設備等設置届出書を提出する必要があります。）された際、法令の基準を満たしているかを消防職員が検査により確認し建物関係者へ交付するものです。
※既設の建物を使用する場合、新たな消防用設備の設置や移設、増設が必要となることがあるため、事前に管轄消防署へ確認してください。
- 6 「消防用設備等点検結果報告書」のかがみ及び総括表の写し（既存の消防設備がある場合）
建物に設置された消防用設備は維持管理のため、定期に点検業者等（消防職員が行うものではありません）に点検させ（機器点検は6カ月ごと、総合点検は1年ごと）、その結果を消防署長へ報告する（特定用途は年に1回、非特定用途は3年に1回）ことが義務付けられています。
点検の実施期間及び報告期間が適正であるか、また、点検結果が良好であるか（不良箇所がある場合は改修されているか）を確認します。
- 7 収容人員算定表
階ごとに従業員数及び利用者数等を算定したもの。（任意の様式で構いません）
那覇市消防局ホームページで用途ごとの算定方法が確認いただけます。
※右のQRコードからホームページへ移行できます。

- 8 「防火管理者選任（解任）届出書」の写し
建物全体の収容人員が30人以上の場合（有料老人ホーム等がある場合は10人以上）、テナント等ごとに有資格者の中から防火管理者を選任し届け出る必要があります。
- 9 「消防計画作成（変更）届出書」の写し（8が該当する場合）
防火管理者は管理する部分の防火に関する規定を作成し届け出なければなりません。

□ 10 「消火・避難訓練通知書」の写し（8が該当する場合）

防火管理者は年に2回以上、消防訓練を実施する必要があります。

※営業の開始予定日までに1回は訓練を実施してください。

□ 11 「統括防火管理者選任（解任）届出書」の写し

3階建て以上の建物で防火管理者を選任する必要のある部分が複数ある場合、各防火管理者を統括する統括防火管理者を選任し届け出る必要があります。

□ 12 「全体の消防計画作成（変更）届出書」の写し（11が該当する場合）

統括防火管理者は建物全体の防火に関する規定を作成し届け出なければなりません。

□ 13 「防災管理者選任（解任）届出書」の写し

延べ面積が1万㎡以上の場合、防災管理者選任をしなければならない場合があります。詳しくは管轄の消防署、出張所へご確認ください

□ 14 「防災 消防計画作成（変更）届出書」の写し（13が該当する場合）

防災管理者は管理する部分の防災に関する規定を作成し届け出なければなりません。

□ 15 「自衛消防組織設置（変更）届出書」の写し（13が該当する場合）

防災管理が該当する建物には告示に定める資格を有する者等により構成される自衛消防組織を設置し、届け出る必要があります。

□ 16 那覇市火災予防条例に基づく各種届出書の写し

給湯器やボイラーなどの火気使用設備、変電設備や発電設備等の電気設備の設置がある建物は届出が必要となります。

【注意事項】

- 既設の建物（住宅、テナント等）を別の用途（ホテル、旅館、簡易宿所、社会福祉施設等）に変更する場合、新たに消防用設備等の設置が必要になることがあります。

※消防用設備等に関する事前相談でお越しの際は、建物の状況や計画の概要がわかる資料（図面、建物の写真等）をご準備いただき、消防設備士（消防設備業者）と一緒にご来庁ください。

- 用途の変更に伴い、建築基準法に定める建築確認申請（用途変更申請）が必要になる場合があります。また、地域によっては ホテル・旅館等 が営業できない場所があります。詳しくは、那覇市建築指導課（TEL：098-951-3244）にご確認ください。

- 必要な届出がなされていない場合、消防用設備等点検結果により不良と判定された箇所がある場合、申請に伴う立入検査において不備事項がある場合は、これらの是正が完了するまで消防法令適合通知書の交付ができません。

- 消防法令適合申請に伴う検査時には、ベッド及びカーテン並びに家具等は設置された状態で検査を受けられるようにしてください。

【問い合わせ先・申請先】

- 消防法令適合通知申請に関すること

○ ホテル・旅館・簡易宿所・社会福祉施設 等

管轄消防署（中央消防署・西消防署） 予防査察課

（中央消防署 098-867-9915、西消防署 098-868-1230）

- 消防用設備等の設置に関すること

消防局予防課 設備指導係 098-867-0212